

記載事項変更、再交付、返納について

記載事項変更…緊急自動車、道路維持作業用自動車の指定証等の記載内容に変更があった場合

(例) 使用の本拠の位置が変更の場合
車両ナンバーが変更の場合

注意

・ 使用者の名称・氏名又は使用者住所が変更の場合は、載事項変更ではなく新規になります。

(例) 有限会社 ○○○ → 株式会社 ○○○

・ 証の原本を紛失した場合は再交付申請書と一緒に提出してください。

再交付…緊急自動車、道路維持作業用自動車の指定証等を紛失、盗難、汚損等した場合

注意

・ 記載事項に変更がある場合は、記載事項変更届も一緒に提出してください。

返納…緊急自動車、道路維持作業用自動車の指定証等を廃車、売却、譲渡、作業委託契約期間の満了、車両リース期間の満了等により、返納した場合

注意

・ 除雪車については、「道路維持作業用自動車(除雪用等)の届出確認手続の運用が変わりました」を参照ください。